

## 独立行政法人大学入試センター教員人事委員会規則

〔平成13年4月1日〕  
規則第71号

改正 平成14年3月29日規則第11号  
改正 平成16年3月25日規則第8号  
改正 平成18年4月1日規則第33号  
改正 平成19年3月30日規則第18号  
改正 平成21年3月30日規則第11号  
改正 平成26年3月31日規則第6号  
改正 平成29年6月30日規則第14号  
改正 令和5年3月31日規則第16号

### 独立行政法人大学入試センター教員人事委員会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター(以下「センター」という。)に、教授、准教授又は助教(以下「教員」という。)の選考方針その他教員人事構想に関する事項、教員の選考及び教員の人事(独立行政法人大学入試センター教員の任期に関する規則(平成29年規則第20号)に規定する再任及び独立行政法人大学入試センターテニユアトラック制に関する規則(令和5年規則第2号)に規定するテニユア付与を含む。)に係る事項等を審議するため、教員人事委員会を置く。

(委員)

第2条 教員人事委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 理事長
- 二 理事
- 三 試験・研究統括官
- 四 試験・研究副統括官
- 五 研究開発部長

(委員長等)

第3条 教員人事委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、教員人事委員会の会務を総理する。

(委員会の招集)

第4条 教員人事委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、審議事項を付して、委員長に対して教員人事委員会の開催を要請することができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明等又は意見を求めることができる。

(選考審査及び再任審査等)

第5条 教員候補者の選考審査は、次の各号に掲げる資料により行うものとする。ただし、必要に応じて、その一部の資料を省略することができる。

- 一 略歴書(学歴、教育歴及び研究歴を含むものとする。)
- 二 教育業績及び研究業績一覧
- 三 その他参考となる資料

2 教員の再任審査は、次の各号に掲げる資料により行うものとする。ただし、必要に応じて、その一部の資料を省略することができる。

- 一 業務や研究活動に関する成果等
- 二 その他社会への貢献に関する事項等

3 テニユア付与に係る審査は、別に定める基準に基づき行うものとする。

(教員資格審査委員会)

第6条 委員長は、前条で規定する選考審査及び再任審査等を行うに当たり、教員人事委員会に教員資格審査委員会を置き、専門的な立場からの意見を聴くことができる。

2 教員資格審査委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 試験・研究統括官
- 二 試験・研究副統括官
- 三 研究開発部長

3 前項各号のほか、委員長が必要と認めるときは、次の各号に掲げる者を委員とすることができる。

- 一 理事長が指名する研究開発部の教員
- 二 理事長が指名するセンター外の学識経験のある者

4 教員資格審査委員会に委員長を置き、試験・研究統括官をもって充てる。

5 教員資格審査委員会は、選考審査及び再任審査等の経過及びその結果を速やかに教員人事委員会に報告しなければならない。

(庶務等)

第7条 教員人事委員会及び教員資格審査委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附則 (令和5年3月31日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。